

議案第六四号

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する

規約制定について
倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約を次のように改
めらるゝとする

昭和三十四年九月二十五日提出

昭和三十四年九月

月十六日

東伯郡

三朝町

議會議長

加藤幸太郎

議會議長

加藤幸太郎

議會議長

加藤幸太郎

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を次のように改正する

一、第六項を次のように改める

二、第七項を次のように改める

三、第八項を次のように改める

四、第九項を次のように改める

五、第十項を次のように改める

六、第十一項を次のように改める

七、第十二項を次のように改める

八、第十三項を次のように改める

九、第十四項を次のように改める

十、第十五項を次のように改める

十一、第十六項を次のように改める

十二、第十七項を次のように改める

十三、第十八項を次のように改める

十四、第十九項を次のように改める



この規約は知事の認可の日から施行する